

四国地方整備局同時発表

平成30年7月
豪雨関連平成 30 年 7 月 17 日
水管理・国土保全局 河川環境課

のむら かのがわ
「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる
情報提供等に関する検証等の場」を設置します。

今般、平成30年7月の前線等による記録的な豪雨により^{ひじかわ}肱川水系で甚大な被害が発生しました。

野村ダムや鹿野川ダムは操作規則に従い適切に操作を行うとともに、関係機関に対して数次にわたる情報提供を行っております。

しかしながら、これまでに経験のない異常な豪雨であったことを踏まえ、四国地方整備局において、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行うとともに、より効果的なダム操作について技術的考察を行うことを目的に、「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」を7月19日に設置します。

第1回は、現地調査等を下記の通り行います。

<第1回検証等の場の予定>

日 時：平成30年7月19日（木）10：00～14：30

※天候等より、予定が変わる可能性があります。

内 容：現地視察及び本出水の概要
野村ダム・鹿野川ダムの操作や情報提供の状況

委 員：別紙－1

現地調査等：①10：00～ ヘリコプターからの上空調査
②11：30～ 現地調査（大洲市東大洲地区）
③13：30～ 検証等の場（肱川風の博物館）

取 材：取材は②、③のみ可能です（別紙－2参照）

<<問い合わせ先>>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室

企画専門官 空閑 健（内線：35472）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449 FAX:03(5253)1603

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管理課

課長 渡邊 健二（内線：3751）

直通：(087)-811-8320

野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場

委員

学識者

氏 名	所 属	分 野
オズキ コウイチ 鈴木 幸一	愛媛大学 名誉教授	河川工学
モリワキ リョウ 森脇 亮	愛媛大学大学院理工学研究科 教授 愛媛大学防災情報研究センター	水文・気象学 防災情報

順不同・敬称略

国・関係行政機関

大洲市 ※	地元自治体
西予市 ※	地元自治体
愛媛県 ※	河川管理者
国土交通省 四国地方整備局	河川管理者

(事務局)

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所
 国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所
 国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所

※第1回検証等の場は、学識者による現地調査を中心としますが、今後、関係自治体に参加頂くとともに、様々な視点から意見を聴取するため、その他機関等にも委員として参加頂く予定です。

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等 に関する検証等の場」取材にあたってのお願い

現地調査等は、以下のとおり行います。

- ① 10:00～11:30 ヘリコプターからの上空調査
- ② 11:30～ 現地調査（大洲市東大洲地区）
- ③ 13:30～14:30 検証等の場（肱川風の博物館：大洲市肱川町予子林）



（検証等の場の取材にあたっての留意点）

- 1) 「検証等の場」を取材する方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ② 円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③ 携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所
野村ダム管理所
大洲河川国道事務所

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等 に関する検証等の場」傍聴される方へのお願い

（趣 旨）

このお願いは、野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場（以下「検証等の場」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（傍 聴）

- 1) 検証等の場を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において、「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載された名札を着用してください。
- 2) 傍聴席についての受付時間は、13時00分から検証等の場開始時刻の13時30分までとします。また、先着順とし、満席（20席）になった場合も受付を終了させていただきます。
- 3) 検証等の場の円滑な進行のため、傍聴者は会議場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 検証等の場における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
なお、検証等の場とは、委員の方が部屋に入室し、退室するまでを会議とします。
 - ② 傍聴者の方の持ち込んだ資料の配付は行わないこと。
 - ③ 発言、私語、談論などをしないこと。
 - ④ 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - ⑤ 検証等の場中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えること。
 - ⑥ 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 事務局職員は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。